



公益社団法人自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2015年7月21日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷 雅子

同 芹 沢 斉

同 升味佐江子

通信傍受法の改正に反対し廃案を求める声明

今国会に提案されている通信傍受法（盗聴法）の改正案は、自由な言論・出版活動を阻害するものであるとともに、そもそも憲法が保障する「通信の秘密」の下で、通信傍受を厳格な例外規定として定めた同法の構造を根本的に変容させてしまうものである。このように、この改正案は、通信の秘密ひいては表現の自由を侵害するものであって違憲であるから、ただちに廃案にすることを求める。

憲法は、表現の自由を保障し、同時に通信の秘密の不可侵を明示する。したがって、その例外として通信傍受を許容する法律は、その要件をもっとも厳格に定めるべきであり、権力による恣意的な運用が行われる余地がないものとすべきである。それにもかかわらず、今回の改正案は、従来の厳格運用の原則を著しく逸脱し、盗聴対象犯罪を、これまでの薬物犯罪、武器製造、殺人などから、傷害・逮捕監禁・窃盗・詐欺・恐喝等の一般犯罪に大きく広げ、さらには定義が曖昧な子どもポルノ犯罪を含めるなどした結果、この改正案の下では、事実上、警察・検察が求める盗聴はほぼ無限定に対象とすることが可能となる。

しかも、強い歯止めになっていた民間立会いを不要としたことによって、警察・検察が何の監視もなく自由に盗聴ができる状況が生み出されることになる。これは、プライバシーの重大かつ広範な侵害をたやすく実行できるようにさせるものであり、米国で大きな問題となっている一般市民を対象とする日常的な監視活動を可能とさせるものである。こうした状況は、かつて公安警察が記者・作家や編集者を監視し、言論弾圧に走った時代を想起させるものであり、その苦い経験から通信の秘密の絶対的保障を特に明記した憲法の意味をまったく失わせるものである。

また、警察の日常的な監視活動が一般市民一人ひとりの行動を丸裸にし、プライバシーを侵害する結果をもたらすことも容易に想定される。すでに、ムスリム（イスラム教徒）に対する尾行など執拗で広範な監視活動が行われていることが、警視庁からの流出情報によって明らかになっているが、改正法の下ではこのような監視活動が電話やメールの盗聴という形で行われることを意味する。それは市民に対する公権力による明白なプライバシー侵害行為である。

さらに今回の改正案は、盗聴の拡大とはまったく無関係の「司法取引」の導入など、刑事裁判制度の重大な変更をもたらす刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の中で一括審議されている。しかし、盗聴問題の重要性に照らすならば、仮に法改正を検討するのであれば、他の法律の改正案との抱き合わせではなく、個別の通信傍受法改正案として、丁寧にして必要十分な審議を尽くすべきものである。このような、国民の目を欺き、審議の簡略化を図る一括法案という手段によって重大な法改正を行おうとする政府の姿勢は、今国会において特に顕著であり、議会政治・立憲主義を軽視するものであって許し難い。

以上のことから、当協会は、通信傍受法の改正に反対し、同法案の廃案を求める。

以 上